

特集

「受け継がれる地域の宝」 新たな町指定重要文化財

如法寺木造三十三観音応現身像



平成31年2月28日、町の指定重要文化財に新たに「如法寺木造三十三観音応現身像」が加わりました。人々を救うために姿を変えた観音菩薩を表したとされるこの像。県内では2例目の発見となり、全国的に見ても非常に珍しく、貴重な仏像です。今月号では、過去から受け継がれてきた貴重な文化財、三十三観音応現身像をテーマに取り上げます。



しょうかんのんぼさつざう 聖観音菩薩坐像(中央) びしやもんてんざう 毘沙門天像(左隣) ふどうみょうおうざう 不動明王像(右隣)の両端に安置されているのが、如法寺木造三十三観音応現身像。約630年前頃に制作されたと考えられ、現存するものは全国的にも珍しく、観音菩薩信仰を今に伝える貴重な仏像群。

三十三観音応現身像とは

観音菩薩には、一切の生き物を救済する際、救うべきものの境遇や能力に応じ、対象にふさわしい三十三の姿に形を変え現れるという信仰があります。

その姿を彫刻で表したものが「三十三観音応現身像」です。おじいさんやおばあさん、少年、兵士や鬼、さらには美しい天女など、観音菩薩があらゆる人を救うために姿を変えた様子を表現しているとされます。

会津三十三観音や三十三間堂などの「三十三」の数字もこの信仰に由来しています。

如法寺の観音応現身像について

今回、町重要文化財に指定された応現身像は、もともと鳥追観音如法寺に代々伝わる仏像でしたが、平成29年に寺が専門家へ調査を依頼したところ、「三十三観音応現身像」であることが判明しました。

調査結果を受け、如法寺では、この応現身像をより多くの人に知ってもらいたいとの思いから、町重要文化財への指定申請を行い、平成31年2月28日、町の新たな重要文化財に指定されました。

如法寺に現存する応現身像は全部で21躯で、残りの12躯の行方については記録がないため、詳細は分かっていません。制作された年代は南北朝時代末から室町時代初頭と考えられますが、作者は不明です。

県内で2例目の発見

三十三観音応現身像は全国的に見ても非常に珍しい像であり、県内では会津美里町の法用寺に次いで2例目の発見となります。法用寺の応現身像は技法や作風が異なるため別の仏師の作品と考えられますが、制作年は明徳5年(1394)とされており、如法寺のものに近いことから、この頃、会津地方では観音菩薩への信仰が高まっていたことが推測されます。

町重要文化財に指定された観音応現身像全21軀

① 仏身



② 辟支仏身



③ 梵王身



④ 大自在天身



⑤ 天大將軍身



⑥ 小王身



⑦ 居士身



⑧ 宰官身



⑨ 婆羅門身



⑩ 比丘尼身



⑪ 執金剛身



⑫ 優婆塞身



⑬ 居士女身



⑭ 婆羅門女身



⑮ 童男身



⑯ 龍身



⑰ 夜叉身



⑱ 乾闥婆身



⑲ 阿修羅身



⑳ 迦楼羅身



㉑ 緊那羅身



如法寺木造三十三観音応現身像

員数: 21軀
 種別: 西会津町指定重要文化財(彫刻)
 所有者: 金剛山如法寺
 制作年代: 南北朝時代末から室町時代初頭と考えられる
 作者: 不明

『三十三観音応現身像が現存していることは、奇跡です』 如法寺 三留晃衛 住職



写真中央の居士身(4番7)の顔の一部と首には朱色の色彩が残る

INTERVIEW インタビュー

「如法寺木造三十三観音応現身像」が町の重要文化財に指定されたことについての思いを伺いました。

応現身像が町の重要文化財に指定され、うれしい限りです。指定をきっかけに、より多くの人に応現身像について知ってもらいたいのです。

この地で応現身像が作られ、現存していることは、観音様への信仰の厚さの表れであると思えます。そうした像が如法寺に残っていることはとてもありがたいです。

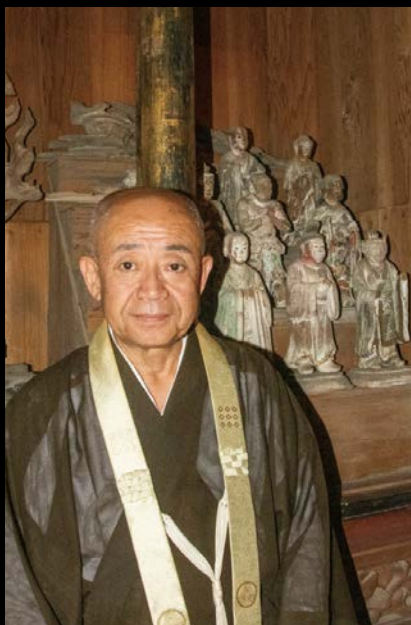
町民の皆さんには、全国的にも珍しく貴重な像

応現身像について多くの人に知ってもらいたい

が西会津町で作られ、現在まで継承されてきたことを誇りに思ってもらいたいです。

今後は町民の皆さんに応現身像を身近で見てもらえるような拝観ツアーなどの企画を考えています。また、像のより詳細な調査や各像の修復も行っていきます。

仏像を貴重な文化財として守り、後世に伝えていくことが私の使命であると思っています。



鳥追観音如法寺 住職
三留 晃衛さん

文化財の保存と活用

文化財は私たちの地域の長い歴史の中で生まれ、育まれて、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。

文化財は、国では文化財保護法、地方自治体においては文化財保護条例などにより保護されており、国や地方自治体・所有者・住民が一体となって文化財を保護し、活用に努めています。

町教育委員会でも町文化財保護条例に基づき、重要で保存の必要があるものを町重要文化財として指定し、その保護や活用のために必要な補助や助言を行うなど、文化財の保護に取り組んでいます。

町重要文化財指定の流れ

町教育委員会は、文化財所有者から町重要文化財への指定申請があった場合、学識経験者や関係行政機関の職員などで構成される町文化財保護審議会に意見を求めます。審議会では対象の文化財に関する報告書や調査をもとに重要文化財としての指定の適否を

如法寺の観音応現身像の構造について

各像ともほぼ同じ構造で、材質はカツラ材、像の大部分を一本の木から彫り出す「木造り」で作られています。

像の高さは約35センチ前後で、目には水晶でできた玉眼がはめ込まれています。表面には白土材の下地のうえに彩色が施されており、表面の彩色は造像当初のものと考えられ、保存状態は良好です。

現存する21軀の像は技法や造形がほぼ同じため、すべて同時期、同一仏師によって作られたものと考えられます。

制作年代と思われる墨書が見つかる

像の調査の過程で「小王身像(4番⑥)」の頭部内から墨で書かれた文字が発見されました。湾曲し荒く削られた面に記されているため、字体が明確ではなく大半は判読できませんでしたが、その中に「至徳元年」と考えられる文字が確認できました。

至徳元年に像が制作されたかどうかは断定できませんが、至徳元年は西暦1384年であり、制作技法などから想定される造立年代の範囲内に入ることから、至徳元年頃にこれらの像が作られたものと推測されます。



⇒「小王身像」の頭部内から発見された文字。右の列の文字が「至徳元年」と考えられる。赤外線写真で撮影。



⇒墨で書かれた文字が発見された「小王身像」の頭部内。

審議し、意見を述べます。町教育委員会ではその意見を受け、指定の決定を行います。

重要文化財の指定を受けると

町重要文化財に指定されると、所有者は文化財の管理義務を負うほか、現状の変更や修理を行うには事前に町教育委員会の許可が必要になるなどの規制を受けますが、管理や修理について、場合によっては一定の財政的な補助を町から受けることができるほか、技術的な指導や助言を受けることもできます。

さらに、指定により、町内外に広く情報が発信され、文化財をより多くの人に知ってもらえる機会も増えます。

重要文化財の指定状況

現在、町には国指定の重要文化財が3件、県指定の重要文化財が11件、町指定の重要文化財が今回指定された応現身像を含め38件あります。このうち、国指定の重要文化財は、室町期に建立されたお堂で



鳥追観音如法寺
西会津町野沢字如法寺乙 3533
拝観時間: 午前8時30分～午後4時
☎ 0241-45-2061